

受理官庁 GH	登録長官部 (ガーナ)	附属書 C GH
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ガーナ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？	情報は現在準備中	
受理官庁は引用による補充を認めるか (PCT規則20.6)？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に問合せされたい。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、オーストラリア特許庁、中国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁又はスウェーデン知的財産庁 (PRV)	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、オーストラリア特許庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、中国国家知識産権局 (CNIPA) ¹ 又は欧州特許庁 ²	

[次頁に続く]

- 1 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。
- 2 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスウェーデン特許登録庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

GH	登録長官部（ガーナ）（続き）	GH
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ガーナ・セディ（GHS）及び米国・ドル（USD）	
送付手数料	GHS 2,500 個人又は従業員25人未満の法人の場合 GHS 5,000 従業員25人以上の法人の場合	
国際出願手数料 ³	USD 1,456	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ³	USD 16	
調査手数料	附属書D（AT）、（AU）、（CN）、（EP）又は（SE）参照	
優先権書類の手数料 （PCT規則17.1(b)）	USD 20	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がガーナに居住している場合 要，出願人がガーナの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	ガーナで登録されている弁理士又は弁護士 技術者又は技術について資格があると登録官が自己の裁量で認めたその他の科学者	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	

3 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。